

# 錯圃制耕地の形成と近世村落

福田 アジオ

## 一 零細錯圃制論の展開

## 二 武蔵国連光寺村の展開

### 論文要旨

日本の農業生産の場である耕地片は小さく、しかもその小さい耕地片がそれぞれ異なる農民によつて所有され、あるいは耕作されているということは古くから知られていたことである。一九五〇年代を中心にした日本の社会経済史では、この分散零細耕地形状を封建制の表現、あるいは封建社会の基礎にあつた共同体の存立基盤として把握し、その形成過程を明らかにする論が展開したことは知られている。それらの論が提出されて以降、近世の百姓が経営する耕地の存在形態は「零細錯圃制」であつたと言ふことが、必ずしも実証されることはないまま、一つの決まり文句として近世史研究では常識化したといえよう。しかし、耕地形状の研究が共同体論と深く結び付き過ぎていたために、共同体研究が下火になると共に関心が薄れ、研究は深まることになつた。重要な研究課題が放置されたままになつているのである。本論文はあらためてこの問題を取り上げて、南関東地方の一村落における錯圃制耕地の形成過程を実証的に明らかにし、その結果から錯圃制耕地論の意義を考えようとするものである。

この研究は地図上に具体的な水田の配置を描き、それをだれが所有しているかを

## 三 耕地配置形態の展開

## 四 錯圃制耕地論の意義

記入することを一六世紀末から一九世紀にかけてのいくつかの年次について行い、その変化から考察するという方法を採用した。この村のもつとも古い水田の配置状況を知らることができる一六世紀末において村落は三軒の家で構成され、各家は屋敷と耕地を一括して所有するという一種の農場形式のあり方を示していた。その三軒から一七世紀中期には九軒の家に増加するが、その過程で屋敷と耕地の完全な一括性は崩れ、屋敷近くに田を確保しつつも、その他の離れた場所にもいくつかに分けて所有するという姿が一般化した。この結果として、近世の村落秩序の基礎に耕地の錯圃制があつたことは明らかであるが、その形成過程にはそれまでの屋敷の放棄と新たな屋敷の設定による集落形成があつたことに注目しなければならぬであらう。そして、一七世紀後半は、各家が均等分割を繰り返しながら家数を増加させた時期であり、その均等分割が耕地の散在性を強め、いわゆる零細錯圃制をもたらした。それは屋敷が互いに隣接して設定することによるひと続きの集落景観の出現と対応している。家々の分立に際して生産条件を等しくしようとする判断が、田を交互に持つような形で徹底した均等分割を行わせており、ここに零細錯圃制が確定した。